

第35回新発田市入札監視委員会審議概要

|                           |  |  |
|---------------------------|--|--|
| 開催日及び場所                   | 平成27年10月27日（火）新発田市役所別館2階会議室  |  |
| 内 容                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ</li> <li>・議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 抽出工事等の審議について</li> <li>(2) 第36回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</li> <li>(3) その他</li> </ul> </li> </ul> |  |
| 委 員<br>(委員数5名)<br>(出席数5名) | 委員長 山田 耕太 (大学教授) (出席)<br>委員 八木 庸一 (税理士) (出席)<br>委員 氏家 信彦 (弁護士) (出席)<br>委員 杉原 陽子 (公募委員) (出席)<br>委員 大越 真奈美 (公募委員) (出席)   |  |
| 審議対象期間                    | 平成27年5月1日～平成27年8月31日   |  |
| 抽出案件                      | 12件 (対象工事総件数148件)  |  |
| 制限付<br>一般競争入札             | 6件   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教受第10号<br/>二葉小学校プール新築 (機械設備) 工事</li> <li>・ 教受第18号<br/>五十公野共同調理場新築 (空調設備) 工事</li> <li>・ 教受第17号<br/>五十公野共同調理場新築 (衛生設備) 工事</li> <li>・ 道新第9号<br/>古太田川左岸線改良工事 概算設計 (全体)</li> <li>・ 集羽補第3号<br/>農集排羽津管路施設その25工事</li> <li>・ 改老第2号<br/>老朽管更新事業その116工事</li> </ul> |
| 公募型<br>指名競争入札             | 0件   |  |
| 通常<br>指名競争入札              | 0件   |  |

|  |                     |        |  |
|--|---------------------|--------|--|
|  | 随意契約                | 6件     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建公第5号<br/>紫雲の郷館シャワー系統給湯配管改修工事</li> <li>・建教第3号<br/>生涯学習センターエレベーターP L C 交換工事</li> <li>・簡第7号<br/>板山第2配水場インバータ取替工事</li> <li>・配水第4号<br/>三光増圧ポンプ場インバータ取替工事</li> <li>・配水第2号<br/>小舟渡3号N S モーター・ポンプ分解整備工事</li> <li>・浄水第1号<br/>江口浄水場沈殿池ドレン弁取替工事</li> </ul> |
|  | 委員からの意見・質問、それに対する回答 | 別紙のとおり |  |
|  | 委員会による意見の具申内容       | 特になし   |  |
|  | その他                 | 傍聴者3名  |  |

| 意見・質問   | 回答  |
|---|---|
| <p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>○随意契約6件について</p> <p>(建公第5号 紫雲の郷館シャワー系統給湯配管改修工事)</p> <p>・随意契約とした理由が、緊急性を要したためとのことであるが、抽出事案説明書の「上記資格を設定した経緯・理由(設定の考え)」欄を読んだだけでは緊急性がわからない。他の5件と違い、この案件だけが緊急性を必要とし制限付一般競争入札に付さないとしている。最初に建築課の方から説明があったので、漏水や腐食で緊急性を要したことが理解できたが、そのことを説明書にも記入して欲しかった。</p> <p>またこの案件だけ契約金額と予定価格が3万円くらいしか差がない。落札率も高いが何か理由があるのか。</p> <p>・この案件は特殊であり、要は緊急性があるから随意契約をしたということであるが、定期的に補修をすれば緊急性を要しないため、随意契約の必要はなかったということか。</p> | <p>・契約金額と予定価格、落札率については特に理由はない。偶然だと思う。</p> <p>・紫雲の郷は入浴施設である。漏水、腐食のため早急にということ観光振興課から建築課に依頼したもの。停止期間は1ヶ月くらいでとの申し出があり、その関係で緊急性を要したという経緯もある。</p> <p>定期的に点検は行っているが、そのときには特に補修の必要はなかった。この施設は築10年を経過し、実質的に機械設備を全面的に取り換える時期でもある。温泉施設であるので通常のものより劣化が早い。</p> |

| 意見・質問  | 回答  |
|--|---|
| <p>(簡第7号 板山第2配水場インバータ取替工事)<br/>(配水第4号 三光増圧ポンプ場インバータ取替工事)</p> <p>・この2つの案件については、もともとこの業者が納品した設備なのか。</p> <p>特許などの関係で1者だけということか。</p> <p>そうなると、特許の関係や技術的な面などから、こういった工事は一旦業者さんが納品すると、その業者と随意契約することが多いのか。要は他者が入りこめないということか。</p> <p>(その他)</p> <p>・見積合わせは3者くらいで行うのか。</p> <p>特殊なものであれば、特殊製品等を扱っている会社に見積りをお願いするということか。</p> <p>例えば水道局の簡第7号や配水第4号のように、ポンプや特殊なものはその後のメンテナンス等の関係で、ひとつの業者に決まってくるのか。</p> <p>今回の水道局の案件は特殊であるので1者に決まったということか。</p> | <p>・納品業者は違う。この業者は製品を作っている会社の代理店である。</p> <p>そういうことである。またこの工事をしていいる間、断水をしなければならず、その期間を短くするために随意契約にするという経緯もあった。</p> <p>その様になる。</p> <p>・随意契約の場合でも一般競争入札の場合でも、見積りが必要な場合には3者程度見積りを取り、それによって設計単価を算出する。</p> <p>そうである。例えばアルミサッシであればアルミサッシを取り扱っている業者を3者くらいピックアップし、平均や一番低い価格を参考にして設計額を算出している。</p> <p>一般のものであれば規格に合っていればよい。特殊な機械は別であるが、最初の段階からメーカー指定というケースはない。</p> <p>配水場やポンプ場の機械は、他者のものもちろん納品されている。</p> <p>当初の入札では当然メーカー指定はなく、</p> |

| 意見・質問   | 回答  |
|---|---|
| <p>○制限付一般競争入札6件について</p> <p>・まず公募ランク、請負者ランクA、B、Cとはどういうことか説明して欲しい。</p> <p>・総合評価落札方式について説明して欲しい。</p> | <p>規格に合えば、例えば東芝であろうがパナソニックであろうが、ソニーであろうがどこでも参加できる。ただ納品されてからのメンテナンスとなると1者に決まってくることもある。</p> <p>・当市では、土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事の4種についてはそれぞれA、B、Cというランクを設けている。</p> <p>土木一式工事では、4,000万以上の工事はA、1,000万から4,000万までをB、1,000万以下をCとしている。</p> <p>建築一式工事については5,000万以上をA、3,500万から5,000万までをB、1,000万から3,500万までをB又はCと混合にしている。1,000万未満はCランクの業者としている。</p> <p>電気工事と管工事では2,000万以上をA、またB、Cの業者数が若干少ない関係もあり、500万から2,000万までをA又はBとしている。500万未満はB又はCとしている。</p> <p>請負者のA、B、Cのランク付けについては、2か年ごとに各業者から入札参加の申込を受け付ける。工事の出来高等が記載された業者ごとの成績表のようなものがあり、それをもとに、その他地元の従業員をどれだけ雇用しているか、市民の雇用状況、ハッピーパートナーへの登録等の加点を含めて点数付けをし、それぞれの業者をA、B、Cランクに格付けしている。</p> <p>・一般的には一般競争入札を主流でやっている。一般競争入札は、価格で競争するものであり、最低制限価格が定めてあるものであれば、予定価格と最低制限価格範囲の中で競争</p> |

| 意見・質問  | 回答   |
|--|--|
| <p>・価格の評価は80%や、85%だったりするのか。</p> <p>・逆転はあるのか。</p> <p>・総合評価落札方式の割合は増えているか。</p> <p>(教受第18号 五十公野共同調理場新築(空調設備)工事)<br/>(教受第17号 五十公野共同調理場新築</p> | <p>してもらいものである。</p> <p>総合評価落札方式は、価格競争に技術評価の部分を加えて総合的に点数化し、一番良い点数を取った業者と契約する方式である。</p> <p>品確法基本理念の第3条2項の中で、「公共工事の品質は経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と謳われている。それを具現化する一つの形として総合評価方式があり、また全国的に総合評価方式拡大への取り組みを行っている。</p> <p>・各自治体によって少しずつ点数の割合は違うが、当市では実績型については価格評価点を最高85点、技術評価点を15点としてトータルで100%となるようにしている。</p> <p>また実績型と提案型というものがあり、提案型は公告時に3点ほど質問をし、その回答を「簡易な施工計画」という形で提出してもらい、それについても点数化する。提案型については価格評価点が80点、技術評価点が20点ということで、若干技術評価点の割合を上げている。それは実績だけでなく簡易な施工計画にも点数を与えるためである。</p> <p>・今回抽出された3件についてはないが、今年度の中では何件かあり、また去年は6件くらい逆転があった。価格は少し高いが、技術評価点が良かったために逆転して落札した。</p> <p>・少しずつではあるが総合評価落札方式の件数も拡大してきている。</p> |

| 意見・質問   | 回答   |
|---|--|
| <p>(衛生設備) 工事)</p> <p>・教受第18号と教受17号は空調設備か衛生設備かという違いがあるが、同じ業者が落札している。技術評価点は、業者ごとではなく設備ごとに決まってくるのか。というのは、どちらも同じ業者が落札しているが、教受18号の技術評価点は2.69、教受17号の技術評価点は3.69となっている。</p> <p>たまたま今回は落札業者の同種類似工事の実績があるかないかで点数に差があったということである。</p> <p>技術者が配置できるかどうかでも点数が変わってくるということではよろしいか。</p> <p>・教受18号は、落札業者にしか価格評価点が入っていないが、2番目以降の業者に価格評価点が入るのはどんなときか。</p> | <p>・今回はどちらも企業の技術力重視の案件であり、同種工事の実績という項目で、衛生設備のときは1点、空調設備のときは0点となっている。同種類似工事の実績があれば点数になり、なければ点数にならない。今回は衛生設備の同種類似工事の実績はあったが、空調設備の方はなかったということである。</p> <p>例えば他にも、技術者として同種類似工事の実績があるかということも、加点の対象になる。会社としては実績があっても、実際に実績のある技術者を配置できなければ点数にならない。落札業者は、配置技術者についてはどちらの工事も点数が入っていない。つまり今回のこの2件についての1点の差は、会社としての同種類似工事の実績があるかないかである。</p> <p>同じ会社でも案件が違えば点数が変わってくる。毎回審査し、点数を付けている。</p> <p>そうである。</p> <p>今回は企業の技術力重視型の案件で、「配置予定技術者の能力」という項目の点数配分は、同種工事の実績と優秀技術者表彰等の2つがあり、1点と0.5点が付くようになっている。</p> <p>それぞれの案件によって、企業の技術力重視型や、配置予定技術者重視型等、3パターンある。案件によって微妙に点数配分等が変わってくる。</p> <p>また各自治体によって、評価の項目はだいたい同じであるが、点数配分は変わってくる。</p> <p>・今回はたまたま落札業者以外、予定価格を超えていたので価格評価点が入らなかった。最低制限価格と予定価格の範囲内であれば</p> |

| 意見・質問   | 回答  |
|---|---|
| <p>・本来であれば2番目の業者に何点入るのか。計算式はあるのか。</p> <p>(その他)</p> <p>・予定価格と最低制限価格は、誰がどのように決めるのか。</p> <p>1人で決めるのか。</p> <p>設計額は3通りくらい算出してその中間を選ぶようにして決めるのか。</p> <p>どこの自治体もそれくらいのパーセンテージになっているのか。</p> | <p>点数は入る。</p> <p>・一番低い価格の業者には85点が入るが、その他の業者は「新発田市簡易型総合評価落札方式施行要領・運用基準の第9条3項」に載っている式を用いて計算する。</p> <p>簡単に説明すると、例えば教受18号の案件では7200万で落札している。予定価格内で7300万という業者があったとすると、式は<math>85 \times 7200 \text{万} \div 7300 \text{万}</math>となる。そうすると83点くらいになり、それが価格評価点となる。</p> <p>・予定価格=設計額となり、設計額は担当課の職員が決める。</p> <p>設計は1人だが担当係長、補佐等が検証し、併せて契約検査課の検査員がチェックして算出する。</p> <p>設計額は一つである。あくまで先ほど3通りと言ったのは見積りを3者からとり、それをもとに設計内容を組むということである。他の部分については県の単価表や物価をもとに設計を行う。</p> <p>最低制限価格については、設計額のうち直接工事費はそのまま使うが、経費等については何パーセントかの割合をかけて出す。それをもとに最低制限価格というものを出す。計算式等はホームページに載せてある。だいたい85%以上、90%未満が目安になる。</p> <p>国、県は最低制限価格は91%以上を目安にしている。当市は85%~90%を最低制限価格としているが、実際は落札率が95%くらいであるので、特に変える必要はないと</p> |

| 意見・質問   | 回答           |
|---|--------------|
| <p>(2) 第36回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の事案抽出を氏家委員に委任。</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>4 閉会</p> | <p>している。</p> |